

頁	旧	新	摘要
1	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 2 愛知県地域強靱化計画との関係 <u>強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。</u> <u>このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u> (3) 町民の財産及び公共施設、<u>愛知県を始め中部圏全体の</u>産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。 (略)</p>	<p>第1編 総則 第1章 計画の目的 第2節 計画の性格 2 蟹江町国土強靱化地域計画との関係 <u>蟹江町国土強靱化地域計画は、蟹江町総合計画とならび蟹江町地域防災計画を含めた他計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有する。</u> <u>このため、本計画は蟹江町国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。</u> (3) 町民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。 (略)</p>	<p>表記の整理 (蟹江町国土強靱化地域計画との整合)</p>
1	<p>3 他の計画との関係 (2) この計画は、防災に関する総合的な計画であり、「蟹江町総合計画」などの他の計画との整合性については、十分に配慮するものとする。 (3) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び<u>石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に基づく「愛知県石油コンビナート等防災計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>	<p>3 他の計画との関係 (2) この計画は、防災に関する総合的な計画であり、<u>「蟹江町国土強靱化地域計画」「蟹江町総合計画」</u>などの他の計画との整合性については、十分に配慮するものとする。 (3) 水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び<u>「海部地区水防事務組合水防計画」</u>とも十分な調整を図るものとする。</p>	<p>表記の整理 (蟹江町国土強靱化地域計画及び海部地区水防事務組合水防計画との整合)</p>
2	<p>第4節 災害の想定 (1) 想定した主な災害 ア～キ（略） ク その他の特殊災害 <u>(追加)</u></p>	<p>第4節 災害の想定 (1) 想定した主な災害 ア～キ（略） ク <u>航空機事故による災害</u> ケ その他の特殊災害</p>	<p>表記の整理</p>
8	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県 (1)～(2) 略 <u>(3) 津波に関する予警報の伝達を行う。</u> <u>(4)～(14)</u></p>	<p>第3章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 2 県 (1)～(2) 略 <u>(削除)</u> <u>(3)～(13)</u></p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要																								
9	3 指定地方行政機関 東海財務局 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>うえからできるだけ早期に災害復旧事業を実施することができるように</u> する。	3 指定地方行政機関 東海財務局 (1) 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図る <u>ため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力</u> する。	表記の整理 (財務省防災業務計画との整合)																								
14	5 指定公共機関 中日本高速道路株式会社 <u>高速自動車国道、一般有料道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	5 指定公共機関 中日本高速道路株式会社 <u>高速道路</u> の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。	表記の整理 (高速道路株式会社法との整合)																								
21	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 自主防災組織における措置 (2) 災害発生時の活動 ア～カ(略) <u>なお、自主防災組織が結成されていない地域については、町内会、自治会組織等が上記に準じた活動を行うよう努めるものとする。</u> (略)	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携 3 自主防災組織における措置 (2) 災害発生時の活動 ア～カ(略) <u>(削除)</u> (略)	表記の整理																								
26	第2章 水害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 河川防災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>町</u></td> <td><u>2(1) 町地域防災計画に定める事項</u> <u>2(2) 防災マップ等の配布</u> <u>2(3) 河川等の整備</u> <u>2(4) 河川管理施設等の整備拡充</u> <u>2(5) パトロール体制</u> <u>2(6) 実施状況の確認等</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td><u>3</u> 浸水被害軽減地区指定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	(略)	(略)		<u>町</u>	<u>2(1) 町地域防災計画に定める事項</u> <u>2(2) 防災マップ等の配布</u> <u>2(3) 河川等の整備</u> <u>2(4) 河川管理施設等の整備拡充</u> <u>2(5) パトロール体制</u> <u>2(6) 実施状況の確認等</u>		水防管理者	<u>3</u> 浸水被害軽減地区指定	第2章 水害予防対策 ■ 主な機関の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 河川防災対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水防管理者</td> <td><u>2</u> 浸水被害軽減地区指定</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 河川防災対策	(略)	(略)		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		水防管理者	<u>2</u> 浸水被害軽減地区指定	表記の整理 「第3節 浸水想定区域における対策」と重複しているため削除
区分	機関名	主な措置																									
第1節 河川防災対策	(略)	(略)																									
	<u>町</u>	<u>2(1) 町地域防災計画に定める事項</u> <u>2(2) 防災マップ等の配布</u> <u>2(3) 河川等の整備</u> <u>2(4) 河川管理施設等の整備拡充</u> <u>2(5) パトロール体制</u> <u>2(6) 実施状況の確認等</u>																									
	水防管理者	<u>3</u> 浸水被害軽減地区指定																									
区分	機関名	主な措置																									
第1節 河川防災対策	(略)	(略)																									
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																									
	水防管理者	<u>2</u> 浸水被害軽減地区指定																									
27	第1節 河川防災対策 2 町における措置 (1) <u>町地域防災計画に定める事項</u> <u>町防災会議は、浸水想定区域の指定のあったときは、町地域防災</u>	第1節 河川防災対策 <u>(削除)</u>	表記の整理 「第3節 浸水想定区域に																								

頁	旧	新	摘 要
27	<p><u>計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。</u></p> <p><u>ア 洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</u></p> <p><u>ウ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>(ア) 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>(イ) 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</u></p> <p><u>エ ウを定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法</u></p> <p><u>(2) 防災マップ等の配布</u></p> <p><u>町は、町地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した防災マップ等の配布その他の必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>(3) 河川等の整備</u></p> <p><u>河川及び河川管理施設については、安全性の確保と河川空間の利用という側面から河川施設の整備を検討するとともに、河川管理者に整備を要望する。</u></p> <p><u>ア 消防水利の強化</u></p> <p><u>河川水利用の消防活動に資するため、必要に応じて河川堤防や河岸から水辺へのアプローチの改善を図る。(坂道や階段の設置、緩傾斜護岸の採用等)</u></p> <p><u>また、水道管等の被災による消防水利の不足に備えるため、用水路等の活用を図る。</u></p> <p><u>(4) 河川管理施設等の整備拡充</u></p> <p><u>万一の災害及び決壊の事態が生じた場合、人家や公共施設に重大な影響を及ぼすことが懸念されることから、緊急に備えて、管理施設（観測施設）等の整備拡充を図る。</u></p> <p><u>(5) パトロール体制</u></p>		<p>おける対策」と重複しているため削除</p>

頁	旧	新	摘要
	<p><u>海部建設事務所が実施している定期パトロールの情報を参考として現状把握に努める。特に、重要監視区域及び重要水防箇所については定期的な確認を実施するとともに、周辺住民からの情報収集に努める。</u></p> <p><u>また、災害応急対策に備えて河川水位の確認が実施できるよう準備しておく。</u></p> <p><u>(6) 実施状況の確認等</u></p> <p><u>町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>		
28	<p>3 水防管理者における措置 (略)</p>	<p>2 水防管理者における措置 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
28	<p>4 関連調整事項 (略)</p>	<p>3 関連調整事項 (略)</p>	<p>表記の整理</p>
29	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川 <u>又は</u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p>	<p>第3節 浸水想定区域における対策</p> <p>1 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、<u>洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川</u>について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p>	<p>水防法の改正による指定対象河川の拡大のため</p>
29	<p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（町又は県における措置）</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>町又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等</u>について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p>	<p>2 雨水出水浸水想定区域の指定（町又は県における措置）</p> <p>(1) 区域の指定</p> <p>町又は県は、水防法に基づき、<u>雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設</u>について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p>	<p>水防法の改正による指定対象排水施設の拡大のため</p>
36	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第4節 高圧ガス保全対策</p> <p>1 高圧ガス施設における措置</p>	<p>第3章 事故・火災等予防対策</p> <p>第4節 高圧ガス保全対策</p> <p>1 高圧ガス施設における措置</p>	<p>表記の整理</p> <p>中部近畿産業保安監督部の</p>

頁	旧	新	摘要
	<p><u>高圧ガス事業者は、次の取組みにより自主保安体制の確立に努めることとなっている。</u></p> <p>(1) <u>高圧ガス施設の整備・日常点検等の実施</u> (2) <u>応急措置等についての保安教育</u> (3) <u>緊急連絡体制の整備、緊急対応マニュアルの策定</u> (4) <u>防災協定などによる地域応援体制の確立</u> (5) <u>防災訓練の実施等</u> (6) <u>貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備</u></p>	<p><u>高圧ガス施設は、貯槽、反応塔等の過熱、爆発、延焼を防止するため、散水冷却装置、ウォーターカーテンの完備又はガス放出装置（不燃ガスの場合）の整備をしておく。</u></p>	<p>所掌であるため修正</p>
36	<p>第5節 火薬類保安対策 1 町（消防本部）における措置 町は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。</p> <p>(1) <u>保安思想の啓発</u> ア <u>火薬類取締法の周知徹底</u> イ <u>各種講習会、研修会の開催</u> ウ <u>火薬類の取扱の指導</u> エ <u>安全管理運動の実施</u></p> <p>(2) <u>規制の強化</u> ア <u>製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化</u> イ <u>各種事業所における実情把握と各種保安指導の推進</u> ウ <u>関係行政機関との緊密な連携</u></p> <p>(3) <u>自主保安体制の整備</u> ア <u>自主保安教育の実施</u> イ <u>防災訓練等の実施</u> ウ <u>定期自主検査の実施と責任体制の確立</u></p>	<p>第5節 火薬類保安対策 1 町（消防本部）における措置 町は、事業者との間で災害防止協定を締結し、立入調査や勧告などの必要な措置を行い、事故防止に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>中部近畿産業保安監督部の所掌であるため修正</p>
42	<p>第4章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 4 上水道 <u>(追加)</u></p>	<p>第4章 建築物等の安全化 第2節 ライフライン関係施設対策 4 上水道 <u>(7) 自家発電設備等の整備</u> <u>商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。</u></p>	<p>水道の耐震化計画等策定指針等に基づく修正</p>
45	<p>第5章 都市の防災性の向上 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p>	<p>第5章 都市の防災性の向上 第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</p>	<p>表記の整理</p>

頁	旧	新	摘要
	1 町及び県（ 都市整備局 、 建築局 ）における措置 （略）	1 町及び県（ 都市・交通局 、 建築局 ）における措置 （略）	
45	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 町及び県における措置 （略）	第2節 防災上重要な都市施設の整備 1 町及び県（ 都市・交通局 ）における措置 （略）	表記の整理
46	第3節 建築物の不燃化の促進 1 町及び県における措置 （略）	第3節 建築物の不燃化の促進 1 町及び県（ 建築局 ）における措置 （略）	表記の整理
48	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用敷材の整備 1 町、県及び防災関係機関における措置 （略）	第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備 防災施設・設備及び災害用敷材の整備 1 町、県（ 防災安全局 、 建築局 、 関係局 ）及び防災関係機関における措置 （略）	表記の整理
65	第8章 避難所・用配慮者・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ア 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、「蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）」に定めている。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>（追加）</u>	第8章 避難所・用配慮者・帰宅困難者対策 第2節 要配慮者支援対策 1 町、県及び社会福祉施設等管理者における措置 (3) 避難行動要支援者対策 ア 町は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、「蟹江町災害時避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成27年蟹江町要綱第1号）」に定めている。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。 <u>※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。</u>	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づく修正

頁	旧	新	摘要
65	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握 町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成 町は、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努め、民生委員、児童委員や自主防災組織などの避難支援者への情報提供が行うことができるよう、本人あるいは本人の家族の同意が得られた要<u>援護</u>者を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成する。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (ア) 要配慮者の把握 町は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。</p> <p><u>なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。</u></p> <p>(イ) 避難行動要支援者名簿の作成 町は、日頃から避難行動要支援者の詳細情報の把握に努め、民生委員、児童委員や自主防災組織などの避難支援者への情報提供が行うことができるよう、本人あるいは本人の家族の同意が得られた要<u>支援</u>者を対象に「避難行動要支援者名簿」を作成する。</p> <p>(略)</p>	
79	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 (2) 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがある</u>ため、各家庭においては7日分程度の飲料水、食料、携帯トイレ・簡</p>	<p>第10章 防災訓練及び防災意識の向上 第2節 防災のための意識啓発・広報 (2) 防災に関する知識の普及 町及び県は、防災週間、水防月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、町及び県は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。</p> <p>さらに、<u>県は、自助・共助の取組を推進する防災人材の育成を事業者団体、教育機関、地域団体、ボランティア団体等と連携・協働して行うものとする。</u></p> <p><u>加えて、</u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。</p> <p>(3) 家庭内備蓄等の推進 町及び県は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、各家庭においては7日分程度の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等<u>の</u>生活物資を常時家庭内</p>	<p>表記の整理 （防災人材育成の主体等）</p>

頁	旧	新	摘要
	<p>易トイレ、トイレットペーパー等その他生活物資を常時家庭内に備蓄し、うち最低でも3日間分を非常持ち出し用として準備しておくよう、家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計などの感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>に備蓄し、うち最低でも3日間分を非常持ち出し用として準備しておくよう、家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	
103	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第1節 気象警報等の発表、伝達 8 気象警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図 図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>第3編 災害応急対策 第2章 避難行動 第1節 気象警報等の発表、伝達 8 気象警報等の伝達系統 (1) 気象警報等の伝達系統図 図1 気象警報等の伝達系統図</p>	<p>気象特別警報の「緊急速報メール」の配信終了に伴う修正</p>

頁	旧	新	摘要
	<p><u>※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が町に初めて発表されたときに、気象庁本庁又は大阪管区気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
118	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第2節 通信手段の確保 1 町、県及び防災関係機関における措置</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報 第2節 通信手段の確保 1 町、県及び防災関係機関における措置</p>	
118	<p>(1) 無線通信機器の配置と集中統制運用 総務対策部及び消防対策部は、災害対策時に活用する県防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、救急無線等の無線通信機器等の状況を把握し、総合的に管理する。 なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関、<u>アマチュア無線クラブ</u>等に通信の依頼を行うなどの対策を行う。</p>	<p>(1) 無線通信機器の配置と集中統制運用 総務対策部及び消防対策部は、災害対策時に活用する県防災行政無線、町防災行政無線、消防用無線、救急無線等の無線通信機器等の状況を把握し、総合的に管理する。 なお、以上の無線通信によっても通信が十分に行うことができない場合には、他の防災機関等に通信の依頼を行うなどの対策を行う。</p>	<p>回線の整備状況に合わせた修正</p>
119	<p>(6) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	<p>(6) 専用通信の使用 防災関係機関は、情報連絡手段として、無線<u>又は有線</u>を利用した専用通信を使用することとし、県は、災害情報の収集伝達のための中核施設として設置した防災行政無線網を使用する。</p>	
120	<p>(9) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 イ 非常扱いの電報 利用できる通信の内容は、非常通話及び緊急通話に準ずる。利用方法は、受付電話番号の（<u>052-935-4842</u>）に電話し、非常又は緊急であることを告げる。</p>	<p>(9) 電話・電報施設の優先利用 ア 一般電話及び電報 イ 非常扱いの電報 利用できる通信の内容は、非常通話及び緊急通話に準ずる。利用方法は、受付電話番号の（<u>115</u>）に電話し、非常又は緊急であることを告げる。</p>	<p>表記の整理</p>
120	<p>(12) その他の通信連絡手段 以上の通信手段のほかに、消防本部が有する消防無線、救急無線が整備されている。 これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、町本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。 また本町のアマチュア無線<u>クラブ</u>とは、災害時を想定した通信訓練等を実施し、災害時の協力体制を平常時から構築しておく。 <u>また</u>、町の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線<u>クラブ</u>に通信を<u>依頼</u>する。</p>	<p>(12) その他の通信連絡手段 以上の通信手段のほかに、消防本部が有する消防無線、救急無線が整備されている。 これらについては、それぞれの業務目的に応じた利用が行われるものであるが、町本部において必要な通信については、これらの一時的な利用も検討する。 また本町のアマチュア無線<u>により災害支援活動を希望される方</u>とは、災害時を想定した通信訓練等を実施し、災害時の協力体制を平常時から構築しておく。 町の通信機器等が有効に機能せず、他機関の保有する専用電話等も利用できない場合には、アマチュア無線通信を<u>活用</u>する。</p>	<p>現状に沿った連携体制とするための修正</p>

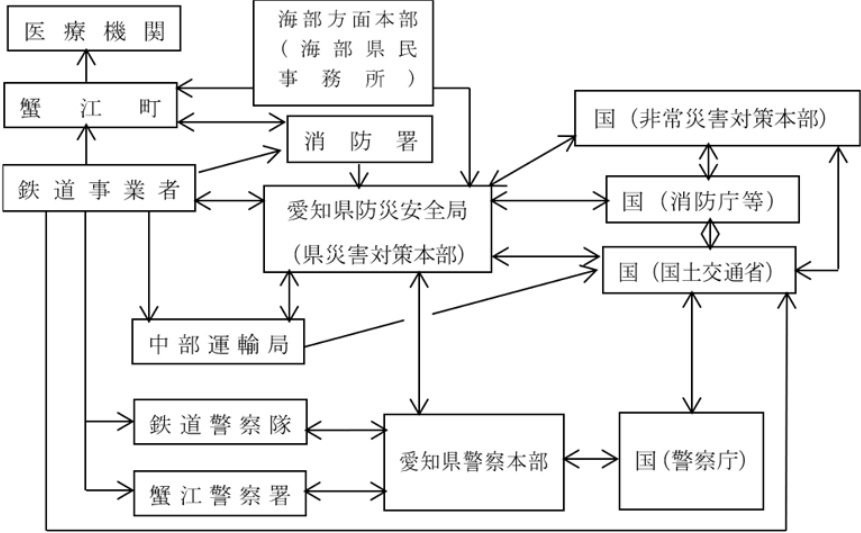
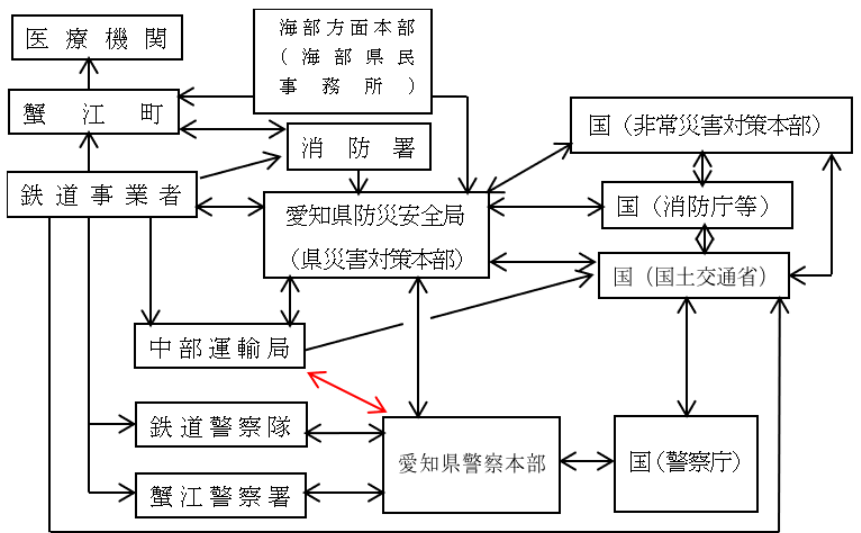
頁	旧	新	摘要																																																																																																																																														
121	第3節 広報 3 各機関の措置 (2) 略 エ Web サイト掲載及び <u>ツイッター</u> などのソーシャルメディアによる情報提供	第3節 広報 3 各機関の措置 (2) 略 エ Web サイト掲載及び <u>X (旧ツイッター)</u> などのソーシャルメディアによる情報提供	表記の整理																																																																																																																																														
134	第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 3 防災活動拠点の区分と要件等	第4章 応援協力・派遣要請 第5節 防災活動拠点の確保等 3 防災活動拠点の区分と要件等	ゼロメートル地帯広域防災活動拠点の整備を踏まえた修正																																																																																																																																														
134	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </table>	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県	災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	施設 設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>設置主体</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>災害想定 の規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u></td> </tr> <tr> <td>応援の 規模</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>中部・全国の都道府県等</u></td> </tr> <tr> <td>役割</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>広域、全県的な活動拠点</u></td> </tr> <tr> <td>拠点数</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>県内に4か所</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">要件</td> <td>面積</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u></td> </tr> <tr> <td>施設 設備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td><u>倉庫等</u></td> </tr> </table>	区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>	設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県	災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>	応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>中部・全国の都道府県等</u>	役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>広域、全県的な活動拠点</u>	拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>県内に4か所</u>	要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>	施設 設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>倉庫等</u>	
区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県																																																																																																																																									
災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
	施設 設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>																																																																																																																																									
区分	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>7 ゼロメートル地帯広域防災活動拠点</u>																																																																																																																																									
設置主体	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	県																																																																																																																																									
災害想定 の規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>広域の市町村に及ぶ災害</u> <u>・大規模な地震災害</u> <u>・大規模な風水害等</u>																																																																																																																																									
応援の 規模	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>中部・全国の都道府県等</u>																																																																																																																																									
役割	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>広域、全県的な活動拠点</u>																																																																																																																																									
拠点数	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>県内に4か所</u>																																																																																																																																									
要件	面積	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>1ヘクタール程度以上</u> <u>大型・中型ヘリコプターの離着陸が可能</u>																																																																																																																																									
	施設 設備	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>倉庫等</u>																																																																																																																																									
136	第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 2 蟹江警察署における措置 (1) 蟹江警察署は、町と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。	第5章 救出・救助対策 第1節 救出・救助活動 2 蟹江警察署における措置 (1) 蟹江警察署は、町 <u>及び防災関係機関</u> と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。	表記の整理																																																																																																																																														
166	第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第1節 給水	第10章 水・食品・生活必需品等の供給 第1節 給水	表記の整理 「4 応急給																																																																																																																																														

頁	旧	新	摘要																				
166	<p>2 応急給水</p> <p><u>(4) 応急給水を実施するにあたり、断水の状況、給水車による給水場所、給水時間に関する広報を広報車で行う。</u></p> <p><u>(5) 災害規模が大きい場合には、給水車を巡回させる。</u></p> <p><u>(4 応急給水のシステムより移動)</u></p>	<p>2 応急給水</p> <p><u>(4) 応急給水量は、下記に示すとおり被災後の経過日数ごとに、目標水量、運搬距離を定め、確保するよう努める。</u> <u>(削除)</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 363 1971 619"> <thead> <tr> <th>地震発生からの日数</th> <th>目標水量 ($\frac{l}{人 \cdot 日}$)</th> <th>町民の水の運搬距離</th> <th>主な給水方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発生～3日</td> <td>3</td> <td>概ね 1km 以内</td> <td>耐震性貯水槽、タンク車</td> </tr> <tr> <td>4日～10日</td> <td>20</td> <td>概ね 250m 以内</td> <td>配水幹線等からの仮設給水栓</td> </tr> <tr> <td>11日～21日</td> <td>100</td> <td>概ね 100m 以内</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>22日～28日</td> <td>被災前給水量 (約 250)</td> <td>概ね 10m 以内</td> <td>仮配管から各給水共用栓</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ア 目標量と応急給水の目標</u> <u>応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、町民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。</u></p> <p><u>イ 応急給水実施の優先順位</u> <u>医療施設、避難所等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には、優先的に給水するものとする。</u></p> <p><u>ウ 給水拠点の確保</u> <u>給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り町民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。</u></p> <p><u>エ 町民への広報</u> <u>広報車、広報紙、報道機関（テレビ、ラジオ、新聞）、自治会、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。</u> <u>なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。</u></p>	地震発生からの日数	目標水量 ($\frac{l}{人 \cdot 日}$)	町民の水の運搬距離	主な給水方法	発生～3日	3	概ね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車	4日～10日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓	11日～21日	100	概ね 100m 以内	同上	22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	仮配管から各給水共用栓	水のシステム」から移動
地震発生からの日数	目標水量 ($\frac{l}{人 \cdot 日}$)	町民の水の運搬距離	主な給水方法																				
発生～3日	3	概ね 1km 以内	耐震性貯水槽、タンク車																				
4日～10日	20	概ね 250m 以内	配水幹線等からの仮設給水栓																				
11日～21日	100	概ね 100m 以内	同上																				
22日～28日	被災前給水量 (約 250)	概ね 10m 以内	仮配管から各給水共用栓																				
167	<p>3 応援体制 <u>(追加)</u></p>	<p>3 応援体制</p> <p><u>(5) 県は、応急給水の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整備する。</u></p>	表記の整理																				
167	<p>4 応急給水のシステム</p> <p><u>(1) 目標量と応急給水の目標</u></p>	<p><u>(2 応急給水へ移動)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>「2 応急給</p>																				

頁	旧	新	摘要																				
167	<p><u>応急給水は、施設の復旧に合わせ、段階的に増加させ、町民がより近い場所からより多くの水を得られるようにする。</u></p> <table border="1" data-bbox="188 252 1064 512"> <thead> <tr> <th><u>地震発生からの日数</u></th> <th><u>目標水量(ℓ/人・日)</u></th> <th><u>町民の水の運搬距離</u></th> <th><u>主な給水方法</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>発生～3日</u></td> <td><u>3</u></td> <td><u>概ね1km以内</u></td> <td><u>耐震性貯水槽、タンク車</u></td> </tr> <tr> <td><u>4日～10日</u></td> <td><u>20</u></td> <td><u>概ね250m以内</u></td> <td><u>配水幹線等からの仮設給水栓</u></td> </tr> <tr> <td><u>11日～21日</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>概ね100m以内</u></td> <td><u>同上</u></td> </tr> <tr> <td><u>22日～28日</u></td> <td><u>被災前給水量(約250)</u></td> <td><u>概ね10m以内</u></td> <td><u>仮配管から各給水共用栓</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(2) 応急給水実施の優先順位</u> <u>医療施設、避難所等の重要施設への給水は、災害発生直後から確保するものとし、更に、高齢者、障害者等の要配慮者の施設には、優先的に給水するものとする。</u></p> <p><u>(3) 給水拠点の確保</u> <u>給水拠点は、水道施設の被災状況に応じて、できる限り町民の身近で行い、その後の施設の復旧に伴い、給水拠点を増やしていく。</u></p> <p><u>(4) 町民への広報</u> <u>ア 広報車、広報紙、報道機関(テレビ、ラジオ、新聞)、自治会、自主防災組織等を通じて給水時間や場所、断水の解消見込み等の広報活動を行う。</u> <u>なお、報道機関に対しては、全面的な協力を求め、定期的に情報を提供する。更に、外国人向けの情報伝達手段として、外国語でのラジオ放送や通訳、ボランティアによる災害情報の伝達を実施する。</u> <u>イ 給水拠点では、水の使用上の注意点等についても広報する。</u> <u>ウ 近隣市町村との相互応援体制については、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づいて実施する。</u></p>	<u>地震発生からの日数</u>	<u>目標水量(ℓ/人・日)</u>	<u>町民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>	<u>発生～3日</u>	<u>3</u>	<u>概ね1km以内</u>	<u>耐震性貯水槽、タンク車</u>	<u>4日～10日</u>	<u>20</u>	<u>概ね250m以内</u>	<u>配水幹線等からの仮設給水栓</u>	<u>11日～21日</u>	<u>100</u>	<u>概ね100m以内</u>	<u>同上</u>	<u>22日～28日</u>	<u>被災前給水量(約250)</u>	<u>概ね10m以内</u>	<u>仮配管から各給水共用栓</u>	<p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	水」へ移動
<u>地震発生からの日数</u>	<u>目標水量(ℓ/人・日)</u>	<u>町民の水の運搬距離</u>	<u>主な給水方法</u>																				
<u>発生～3日</u>	<u>3</u>	<u>概ね1km以内</u>	<u>耐震性貯水槽、タンク車</u>																				
<u>4日～10日</u>	<u>20</u>	<u>概ね250m以内</u>	<u>配水幹線等からの仮設給水栓</u>																				
<u>11日～21日</u>	<u>100</u>	<u>概ね100m以内</u>	<u>同上</u>																				
<u>22日～28日</u>	<u>被災前給水量(約250)</u>	<u>概ね10m以内</u>	<u>仮配管から各給水共用栓</u>																				
167	<p>5 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>4 災害救助法の適用 (略)</p>	表記の整理																				
178	<p>第13章 ライフライン施設などの応急対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="188 1286 1064 1460"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 上水道施設対策</td> <td>水道事業者 (町、県)</td> <td><u>(1) 災害発生直後の情報収集</u> <u>(2) 応急復旧の基本方針</u> <u>(3) 管路の復旧計画</u> <u>(4) 応急復旧の目標</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 上水道施設対策	水道事業者 (町、県)	<u>(1) 災害発生直後の情報収集</u> <u>(2) 応急復旧の基本方針</u> <u>(3) 管路の復旧計画</u> <u>(4) 応急復旧の目標</u>	<p>第13章 ライフライン施設等の応急対策 ■ 主な機関の措置</p> <table border="1" data-bbox="1090 1286 1966 1460"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3節 上水道施設対策</td> <td>水道事業者 (町、県)</td> <td><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第3節 上水道施設対策	水道事業者 (町、県)	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	表記の整理 県計画に整合								
区分	機関名	主な措置																					
第3節 上水道施設対策	水道事業者 (町、県)	<u>(1) 災害発生直後の情報収集</u> <u>(2) 応急復旧の基本方針</u> <u>(3) 管路の復旧計画</u> <u>(4) 応急復旧の目標</u>																					
区分	機関名	主な措置																					
第3節 上水道施設対策	水道事業者 (町、県)	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>																					

頁	旧	新	摘要
	<p>(5) 応急復旧の実施 (6) 応急復旧用資機材の備蓄・調達 (7) 応援の要請 (8) 応援・受援体制の確立</p>	<p>1(1) 応急復旧の実施 (削除) 1(2) 応援の要請 1(3) 応援・受援体制の確立</p>	
182	<p>第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（町及び県）における措置 <u>水道対策部は、災害発生後は応急給水を優先すると同時に、水道施設の応急復旧に取り組む。</u> <u>被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確認し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。</u> <u>なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</u> (1) 災害発生直後の情報の収集 <u>災害発生直後は、以下の情報を集約・整理して、被害の範囲・規模を把握し応急復旧対策を立てる。</u> <u>ア 災害発生直後、浄水池、配水池等の状況を確認し、配水量の把握を行う。</u> <u>イ 各給水区域の断水状況の把握を行う。</u> <u>応急復旧を実施するにあたり、復旧見込みが判明次第、広報を行う。必要であればマスコミに協力を依頼し、テレビ、ラジオ等による情報提供を行う。</u> <u>独自で全ての応急復旧体制を整えることが不可能な場合は、町本部を通じて他市町村の水道事業体に支援要請する。</u> (2) 応急復旧の基本方針 <u>取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を来すため、その復旧は最優先で行う。</u> <u>浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。</u> (3) 管路の復旧計画 <u>ア 復旧計画</u> <u>復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。</u> <u>イ 給水装置の復旧活動</u> <u>(ア) 公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。</u> <u>(イ) 一般住宅等の給水装置の復旧は、その所有者等から修繕申し込みがあったものについて行う。</u></p>	<p>第3節 上水道施設対策 1 水道事業者（町及び県）における措置 <u>被害施設を短期間に復旧するため取水、導水及び浄水施設の十分な機能を確認し、浄水場から主要給水所に至る送配水幹線を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。</u> <u>なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。</u> (1) 応急復旧活動の実施 <u>ア 配管設備破損の場合</u> <u>(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</u> <u>(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</u> <u>(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。</u> <u>イ 水源破壊の場合</u> <u>復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</u> (2) 応援の要請 <u>ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</u> <u>イ 県は、被害状況により必要があると認めるときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。</u> <u>ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。</u> (3) 応援・受援体制の確立 <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u></p>	<p>表記の整理 県計画に整合</p>
182			

頁	旧	新	摘要
	<p><u>(ウ) その際、緊急度の高い医療施設、人工透析治療施設等は優先して行う。</u></p> <p><u>(エ) なお、給水に支障を来すものについては、申し込みの有無に関わらず応急措置を実施する。</u></p> <p><u>(4) 応急復旧の目標</u> <u>阪神・淡路大震災においては、水道の応急復旧にかなりの期間を要したが、できるだけ早く復旧できるよう、目標を定め、事業に取り組む。</u></p> <p><u>(5) 応急復旧活動の実施</u> <u>ア 配管設備破損の場合</u> <u>(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。</u> <u>(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設共用栓を設置する。</u> <u>(ウ) 県（企業庁）の施設に大きな被害が発生し、県水受水市町村等への送水ができない場合は、浄水場や広域調整池等を拠点とした給水と連絡管による給水を図る。</u> <u>イ 水源破壊の場合</u> <u>復旧が困難な水源では、河川水路の最寄り地点に応急的ポンプ設備を設けて、仮設配管によって導水路へ連絡する。</u></p> <p><u>(6) 応急復旧用資機材の備蓄・調達</u> <u>災害発生時の交通遮断や渋滞等による輸送効率の極端な低下に備えて、資機材は分散して管理し、速やかに応急復旧ができるようにする。</u> <u>被災時に必要なすべての資機材を備蓄するのは不可能なので、民間資材メーカーに協力を求め、調達が容易となるようにする。</u></p> <p><u>(7) 応援の要請</u> <u>水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。</u></p> <p><u>(8) 応援・受援体制の確立</u> <u>施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。</u> <u>また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。</u></p>		
191	<p>第15章 鉄道災害対策 第1節 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統</p>	<p>第15章 鉄道災害対策 第1節 鉄道災害対策 2 情報の伝達系統</p>	<p>実際の連携体制との整合を図るた</p>

頁	旧	新	摘要
	<p>大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。</p> 	<p>めの修正</p>
<p>193</p>	<p>第16章 道路災害対策 第1節 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、町、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社）における措置 (5) 他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要求する。</p>	<p>第16章 道路災害対策 第1節 道路災害対策 1 道路管理者（中部地方整備局、町、県、中日本高速道路株式会社、愛知県道路公社及び名古屋高速道路公社）における措置 (5) 他の道路管理者への応援要請 応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。</p>	<p>表記の整理</p>